

基発第0806001号

平成15年8月6日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

「長期療養者職業復帰援護金の支給について」の一部改正について

長期療養者職業復帰援護金の支給については、昭和58年7月25日付け基発第358号「長期療養者職業復帰援護金の支給について」(以下「358号通達」という。)をもって実施しているところであるが、今般、358号通達の一部を別紙のとおり改正したので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、本通達は、援護金の支給を受けようとする事業主が対象労働者を再就労させた日又は新たに常用労働者として雇い入れた日が、本年9月1日以降の日である場合に適用すること。

記

改正の内容

長期療養者職業復帰援護金のうち長期療養者職種転換訓練援護金の支給月額を25,000円に引き下げたこと。

(別紙)

358号通達の一部を次のように改正する。

- 1 記4(1)口中の「25,100円」を「25,000円」に改める。
- 2 別添「長期療養者職業復帰援護金支給要綱」の4(1)②中の「25,100円」を「25,000円」に改める。